重大事態への対応マニュアル（徳島市津田小学校）

★いじめ事案発生★

(1)　組織員の構成

①いじめ防止・生徒指導委員会

調査組織の構成：　管理職，生徒指導主任，教育相談コーディネーター，養護教諭，個々の事案に関係する教職員（学級担任，学年主任，専科・TT等）により構成する。

②外部人材を加えた組織　※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：　必要により，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，学校医等，心理・福祉に関する専門的な知識を有する者等の参加を求める。

(2)　マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

※人権・プライバシーに配慮する。

※校長の許可無しに職員・児童への取材はさせない。

Ⅰ　重大事態の発生（疑いを含む）

Ⅱ　徳島市教育委員会に報告する　（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

Ⅲ　重大事態の調査組織を設置する　（学校が調査の主体になった場合）

・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。

・被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。

・Ａ又はＢのどちらが調査の主体となるかを決定する。

Ａ既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

Ｂ調査を行うための第三者組織（スクールソーシャルワーカー，弁護士，精神科医，学識経験者）

Ⅳ　被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

・調査前に被害児童・保護者に①から⑥を説明をする。

・被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。

・加害児童・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的・目標

民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく，学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで，事案の全容解明，当該事態への対処や，同種の事態の発生防止を図るものである。

②調査主体

○調査組織の人選については，公平性・中立性が担保されていることが必要であるので，職能団体からの推薦を受けて選出する。

○必要に応じて，職能団体からも，専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらう。

※説明を行う中で，被害児童・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があれば，学校の設置者及び学校は可能な範囲で調整を行う。

③調査時期・期間

○被害児童・保護者に対して，調査を開始する時期や，調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるかについてめどを示す。

○調査の進捗状況について，定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて，予め被害児童・保護者に対して説明する。

④調査項目

○どのような事項（いじめの事実関係，学校の設置者及び学校等の対応等）を調査するのかを被害児童・保護者に説明する。その際，被害児童・保護者が調査を求める事項について，詳しく聞き取る。

○調査事項に漏れがあった場合，地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

○第三者調査委員会が調査対象事項を主体的に決定する場合は，その方向性が明らかとなった段階で，適切に説明を行う。

⑤調査方法

在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。使用するアンケート調査の様式，聞き取りの方法，手順を，被害児童・保護者に対して説明する。説明した際，被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は，可能な限り，調査の方法に反映する。

⑥調査結果の提供

○調査結果（調査の過程において把握した情報を含む）の提供について，被害児童・保護者に対してどのような内容を提供するのか，予め説明を行う。

○被害児童・保護者に対し，予め，個別の情報の提供については，徳島県個人情報保護条例に従って行うことを説明しておく。

○被害児童・保護者に対して，アンケート調査等の結果，調査票の原本の扱いについて，予め情報提供の方法を説明する。

○アンケートで得られた情報の提供は，個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば，個人名は伏せ，筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行うことも予め説明する。また，学校の設置者等の文書管理規則に基づく文書の保存期限を説明し，当該保存期限が到来した際には，調査票を含め，調査に係る文書を廃棄する旨を説明する。

○加害者に対する調査結果の説明の方法について，可能な限り，予め，被害児童・保護者の同意を得ておく。

Ⅴ　調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)

・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）

①文書情報の整理

○それまでの経緯や学校のとった措置等について記録しておく。

○保護者や児童へ調査への協力を依頼する説明文書を作成し，事前に被害児童・保護者の理解を得た上で配付し，保護者の理解を得る。

○学校の設置者等の文書管理規則に基づく文書の保存期限が到来した際には，調査票を含め，調査に係る文書を廃棄する。ただし，アンケートの原本を含むこれらの記録の廃棄については，被害児童・保護者に説明の上，行う。

②アンケート調査の実施

○アンケート調査結果の取り扱い方針について調査組織において必ず，調査実施より前に具体的な方針を立て，調査組織の意向を被害児童・保護者に説明し，理解を求める。

○アンケート様式は平常時から備えておき，実施前に被害児童・保護者に内容を説明し，理解を求めた上で実施する。

○特に，アンケート調査結果は，被害児童・保護者に提供する場合があることを予め念頭におき，調査に先立ち，調査の目的や方法，調査結果の取り扱いなどを調査対象となる児童やその保護者に説明する必要がある。

○保護者への協力については，保護者会で説明した上で承諾書によって協力を得られるかどうかを確認した後，アンケート用紙を子どもに持ち帰らせ，家庭で

記入し提出する形などが考えられる。
○その後の聞き取り調査などのためにもアンケートは記名式とする。

③聞き取り調査の実施
○子どもへの聞き取りを行う主体は，調査組織の構成員が行う場合や，調査組織の指示のもと，学校の教職員や学校の設置者が行う場合がある。
○聞き取り調査は，聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり，できるだけ複数の対応者で行うことが望ましい。
○体罰や不適切な指導が対象となる場合などでは，教職員以外の特定の第三者機関による中立的な調査も必要となる。
○児童に聞き取る際には，発言を解釈したり評価したりせずに，自由に話させる。また質問者は同じ質問者が同じスタンスで聞き取ることが望ましい。
○対象者が多い場合や，調査日数が限られている場合などは，聞き取りに携わる人数を増やす必要があるため，予め質問者同士で場合によっては専門家の助言も受けながら，質問内容についての打ち合わせをするなど，共通スタンスを保つ必要がある。
○アンケートで記載のあった情報をもとに，児童に事実関係を確認する場合，あくまでも学校教育の中で行われる聞き取り調査であることに十分配慮する。児童が心を閉ざしたり，二次的な被害を与えることがないよう，情報を得ることだけを目的にしない。
○聞き取り調査には，事実関係の整理も含め，膨大な時間と人員が必要であり，体制整備と調査期間の見積もりにも注意が必要である。
○聞き取った内容については，時系列にまとめて分析する。
＜被害者とされる児童からの聞き取り＞
①いじめの事実確認をする。否定する場合には，行動を見守る体制づくりをするとともに，場合により保護者に連絡し，相談する。また，必要に応じてカウンセリングができるよう手配する。
②他人に気づかれないように配慮しながらいじめの状況を把握する。
③被害者を守る体制をつくるとともに保護者へ連絡する。

＜加害者とされる児童からの聞き取り＞
①いじめの事実確認をする。否定する場合には，行動を見守る体制づくりをするとともに，場合により保護者に連絡し，相談する。また，必要に応じてカウンセリングができるよう手配する。
②他人に気づかれないように配慮しながらいじめの状況を把握する。
③加害事実が確認できた場合には，加害児童を指導し，保護者に連絡する。

④情報の整理
○様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し，それぞれに「直接見聞きした情報」「事案発生前の伝聞情報」「事案発生後の伝聞情報」に区分するなどして整理する。
○整理した情報から，事実関係が確認できたこと，できなかったことを区別して，時系列でまとめていく。
○事実関係が確認できなかったものがあれば，確認できなかった情報として整理しておくことが必要であり，不都合な事実を秘匿するかのような対応にならないように留意する。
○調査によって得られた様々な情報を総合的に分析評価する。

Ⅵ　調査結果を所管教育委員会に報告する

Ⅶ　調査結果を基に必要な措置を講ずる

①被害児童に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う。被害児童が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。

②加害児童への指導を行う。
③周りで見ていた児童・見て見ぬふりをしていた児童への指導を行う。
④集会等を開き，児童全体への指導を行う。
⑤保護者等への説明をする。
⑥再発防止策を検討する。
　重大事案に至る過程で様々な要因が明らかになると思われるが，それぞれの要因ごとに課題を見つけ出すとともに，再発防止に向けて，何が必要かという観点から今後の改善策を可能な範囲でまとめる。
⑦報告書の取りまとめをする。
○報告書の内容（案）
・はじめに
・要約
・調査組織と調査の過程
・分析評価　調査により明らかになった事実
　　重大事案に至る過程
　　再発防止の課題
・まとめ
・おわりに
○分からないことについては，その旨を率直に記載する。
○報告書を公表する段階においては，関係する児童・保護者などに配慮して公表内容を決める。
○報告書に何をどこまで記載するかと，誰に何をどのような方法で公表するのかとは密接に結びついているため，調査主体と協議して調査組織にて判断する。
○学校に瑕疵が認められるような場合は，率直に記載する。